

火災に遭われたときは



有田町

火災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

火災により家屋や家財が焼失してしまうと、さまざまな手続きが必要となります。その一方で、被災された方に対して、各種支援制度等も用意されています。

このパンフレットには、有田町で考えられる支援制度や諸手続きを掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、掲載しているもの以外や有田町以外でも受けられる支援制度等があるかもしれませんので、別途、お問い合わせやご確認をお願いします。

有田町役場 総務課

【目次】

1. これからの手続きのため	2
2. 見舞品のお渡し	2
3. 火災後の手続き（証書類が焼失してしまったとき）	2
4. 火災後に受けられる支援等	
① ごみ処理	3
② 住宅	3
③ 国民年金保険料の免除	3
④ 税（固定資産税・個人町県民税）の減免	4
⑤ 税等（国民健康保険）の減免	5
⑥ 保険料等（介護保険）の減免	5
⑦ 保険料等（後期高齢者医療保険）の減免	6

1. これから手手続きのため

り災証明書（火災）の発行 問合せ先 有田消防署（☎42-2671）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
り災証明書は被害の程度を証明する公的な書類で、被害に遭われた方が保険会社に火災保険を請求される場合や役場等での各種手続きのために必要となる証明書です。	

2. 見舞品のお渡し

見舞金品の支給 問合せ先 有田町社会福祉協議会（☎41-1315）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
居住している住宅が火災の被害に遭われた方に対して、被害の程度や世帯構成に応じて、見舞金や見舞品をお渡しします。	

3. 火災後の手続き（証書類が焼失してしまったとき）

印鑑等の登録、証明手数料の減免 問合せ先 住民環境課（☎46-2114）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
り災に伴い、印鑑登録証、個人番号カードを紛失された場合、再発行の登録手数料を減免します。 また、り災に伴い、住民票や戸籍、印鑑登録に関する証明書が必要となった場合、証明書発行手数料を減免します。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。 ※有料で証明書を取得されている場合は、手数料の返金はできません。また、コンビニ交付や住民票の写しの広域交付の手数料は、減免の対象になりません。	

4. 火災後に受けられる支援等

～ ① ごみ処理 ～

ごみ処理手数料の減免 問合せ先 住民環境課 (☎46-2734)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
火災で発生したごみを処理施設に搬入する際、一般廃棄物手数料を減免します。なお、処理施設で受入れができないものがありますので、事前にご相談ください。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

～ ② 住宅 ～

公営住宅への公募外入居 問合せ先 建設課 (☎46-5615)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
火災により住宅を滅失された方は、公営住宅を利用できる場合がありますので、ご相談ください。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

～ ③ 国民年金保険料の免除 ～

国民年金保険料の免除 問合せ先 住民環境課 (☎46-2114) 東出張所 (☎43-2105)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
火災によって大きな被害を受け、保険料の納付が困難となった場合、本人からの申請に基づき保険料の納付が免除されます。住宅、家財、その他の財産におおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方が対象となります。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

～④税（固定資産税・個人住民税）の減免～

固定資産税の減免 問合せ先 税務課（☎46-2736）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
全壊、半壊など一定以上の被害を受けた場合、被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免します。災害により被害を受けた固定資産の納税義務者が対象となります。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

個人町県民税の減免 問合せ先 税務課（☎46-2736）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害によりお亡くなりになった場合、個人町県民税を全額免除します。また、災害により障害を負われた場合は、個人町県民税の10分の9を免除します。 災害により納税義務者が所有、居住する住宅または家財が被害を受けた場合、損害程度に応じて減免されます。損害の程度や合計所得金額により減免される割合が異なります。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

～ ⑤ 税等（国民健康保険）の減免 ～

国民健康保険税の減免 問合せ先 税務課（☎46-2736）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により納税義務者又はその世帯に属する被保険者が所有する住宅等に損害が発生し、国保税の納付が困難になった場合、損害程度に応じて減免されます。損害の程度や合計所得金額により減免される割合が異なります。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

国民健康保険一部負担金の徴収猶予・減免 問合せ先 健康福祉課（☎43-2182）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により資産に重大な損害を受けた場合、申請により病院への窓口で支払う一部負担金が損害の程度により軽減されます。対象者は、有田町の国民健康保険被保険者の資格を得てから6か月を経過した人で、国民健康保険税を滞納していない人です。軽減される期間は6か月以内です。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

～ ⑥ 保険料等（介護保険）の減免 ～

介護保険料の減免 問合せ先 税務課（☎46-2736）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により家財等に著しい被害を受けた場合、保険料を減免できます。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

介護保険利用者負担額の減免 問合せ先 健康福祉課（☎43-2182）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により家財等に著しい被害を受けた場合、介護保険の利用者負担額を軽減できます。対象者は、損害の程度が10分の3以上で、前年中の合計所得が1,000万円以下の人です。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

～ ⑦ 保険料等（後期高齢者医療保険）の減免 ～

後期高齢者医療保険料の徴収猶予・免除 問合せ先 佐賀県後期高齢者医療広域連合（☎0952-64-8476） 健康福祉課（☎43-2182）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
被保険者又はその世帯主は、災害により損害を受けたため保険料の納付が困難な場合、保険料の徴収を猶予又は免除することができます。損害の程度や合計所得金額により減免される割合が異なります。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	

後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予・減免 問合せ先 佐賀県後期高齢者医療広域連合（☎0952-64-8476） 健康福祉課（☎43-2182）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により住宅、家財又はその他の財産について損害を受けた場合、申請により病院への窓口で支払う一部負担金が損害の程度により軽減されます。損害の程度や総所得金額等により減免される割合が異なります。対象者は、後期高齢者医療保険料を滞納していない人です。軽減される期間は6か月以内です。 ※ご利用の際は、り災証明書が必要です。	